

06 建築・都市計画・消防法令に 対する適合状況の確認

事業所の指定、指定更新、移転や増築等を行う場合、事業所が事業を行う建物等について、建築・都市計画・消防法令等に適合している必要があります。

特に、建物が確認申請手続きを要するか否かに応じて提出を求める様式が異なるためご注意ください。

なお、福祉事業施設事前協議書の様式と協議のフロー図は以下に掲載していますので、活用ください。

【掲載先】

ホーム > 手続き・暮らし > 住まい・建築 > 建築確認申請等 > 建築関係申請様式 > 建築に関連する申請様式等 > その他

【新規指定、事業所移転、増築等の場合】
以下の書類の写しを提出してください。

	条件	確認申請手続きが 必要な場合	確認申請手続きが 不要の場合
提出書類	建築関係	検査済証等	福祉事業施設事前協議書
	消防関係	消防法令適合通知書 (直近6ヶ月以内のもの)	消防法令適合通知書 (直近6ヶ月以内のもの)

**建築関係書類は物件の状況や実施するサービスにより必要な
手続きが異なるため、詳しくは、建築行政課 建築安全グループ
(電話番号：053-457-2473) にお問合せください。**

**消防法令適合通知書に関する手続きは、事業所の所在地の管轄の
消防署にお問い合わせください。**

【指定更新の場合】

建築関係：

新規指定等の際に所定の建築関係書類を市に提出しており、そこから移転や増築、改修等をしていない場合は、指定更新の際に改めて提出する必要はありません。なお、新規指定等の際に市に提出をしていない場合は、「新規指定、事業所移転、増築等の場合」と同様に条件に応じた書類を提出してください。

消防関係：

改めて消防法令適合申請をしていただく必要があります。提出期限内に消防法令適合通知書を提出してください。

都市計画法関係：

土地の地目変更等の手続きが必要になる場合等がありますので、土地政策課（電話番号：457-2373）へ確認してください。

【その他】

各法令への適合状況の確認には時間を要しますので、余裕をもって関係部署への確認作業を進めてください。なお、事業所都合により特別な対応を依頼するなど、**関係部署に負担を強いることは厳に慎んでください。**特に関係部署から不備を指摘され、手続きに時間を要する場合には、**事業所担当者から市担当者へご連絡ください。**

なお、指定更新等の直前に修繕等を要することが判明するなど、指定更新期限までに対応が困難な場合には、障害保健福祉課の担当者まで速やかに連絡をしてください。場合によっては、指定更新等ができなくなる場合があります。